

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）

- 日時：令和2年11月24日（火） 午後5時15分～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター
- 議題：
 - （1）症例報告等について
 - （2）その他

【54例目】

1 概要

性別：男性

年代：60代

居住地：島根県松江市

職業：

2 経過

3 発症日14日前からの県内の行動歴：

4 患者への対応：

5 本県内の接触者等の調査状況：

6 その他：

陽性者の発生に伴う関西本部の対応

関西本部においては、11/21（土）、職員1名が陽性となったところであるが、事務所の消毒を行い、24（火）より、リモートワーク、在宅勤務を強化し、出勤体制を縮小して業務を実施

<陽性者発生の経緯>

陽性者の発生に伴う東京アンテナショップの対応

○東京アンテナショップにおいては11/24（火）、1階物販運営事業者 フジランドの職員1名（年齢・性別非公表）の陽性が判明。

○速やかに、アンテナショップ全体を閉店し、明日まで閉店して店内を徹底的に消毒を実施。

○なお、アンテナショップ内のフジランド、稲田屋、岡山県、鳥取県ともに、勤務中は常時マスクを着用しており、体調不良者もいない。今後、保健所の指示を受け慎重に検討の上、支障がないと判断された場合、営業を再開する。（最も早ければ、11/26（木）から）

<陽性者発生の経緯>

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標			鳥取県 11月24日 15:00現在	ステージⅢ(※) の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率 4% (7/170床)	25%以上
			最大確保 病床占有率 2% (7/313床)	20%以上
	うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率 0% (0/40床)	25%以上	
		最大確保 病床占有率 0% (0/47床)	20%以上	
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算	1人 (実数7人)	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※11/16~22	0.1% (1/803人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※11/16~22	0.2人 (実数1人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間(11/16~22)と前週の比較	少ない (1人/9人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間) ※11/16~22	100% (1/1人)	50%以上	

※ステージⅢ：感染者急増段階(感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階)

⑥の指標は目安を超えているが、感染拡大リスクを判断する上で重要な病床占有率は目安を大幅に下回っていることから、本県はステージⅢには達していないと考えられる。

県民の皆様へ

- ◆全国で感染が拡大し、「第3波」ともいえる状況であり、最大限の警戒をしなければならない時期となっています。
- ◆GoToトラベル事業で対象外となった地域については、不要不急の往来は控えていただきますようお願いいたします。
- ◆「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」については、その往来の必要性について、今一度、十分にご検討くださるようお願いいたします。
- ◆親しき仲にもマスクあり！
社会生活でマスクをつけることは「礼儀」です。
マスクの着用が、あなた、ご家族、大切な人たち、地域や国を感染から守ります。
親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。
特に狙われる会食時は、大騒ぎを控え、少人数・短時間で、できるだけマスクを着用しましょう。
「新型コロナ克服3カ条」をしっかりと守り、新型コロナを克服しましょう。
- ◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」などを活用しましょう。

県外からいらっしゃる皆様へ

- ◆体調に不調が生じた場合には、来県を控えてください。
- ◆「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間：9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外：[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135

[西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135

[西部] TEL0859-31-0029

今後の感染拡大に備えた県庁業務体制の見直し

■ 2 系統体制の常設化

- ・職員が罹患するなど、県内での感染まん延期においても、公金等の支出を止めないよう、予備の執務室を常設する
 - ✓ 公金支払業務を担う所属（統括審査課・庶務集中課）の職員を2グループに分離し、警報時にはただちに移行
 - ✓ 還付等の税務業務は、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップ

■ 県外本部の現地体制の縮小

- ・東京都、大阪府、愛知県はいずれも感染が拡大し、特に警戒を要する地域であることから、職員の鳥取県内への帰任（県庁内に「分室」を設置してリモートワーク）により現地体制を縮小

■ 在宅テレワーク環境の整備

- ・今年度整備したテレワーク用パソコン約200台を活用し、合計約350台による在宅テレワーク環境を整備

■ オンラインによる業務実施環境の整備

- ・新たに構築したオンライン会議用ネットワークにより、庁内・外部団体等との会議や在宅テレワーク職員とのオンラインミーティングの接続環境を整備

新型コロナ対策に係る職員の対応

■ 職員の県外出張の取扱

- ・GoToトラベル事業の対象外地域となった場合、当該地域への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える（出張は基本的にオンライン形式で代替）
- ・県外出張する場合は、用務先の感染拡大状況をよく確認し、基本的な感染対策を徹底するとともに、感染リスクの高い場所には絶対に立ち入らない

■ 基本的な感染対策の徹底

- ・「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染対策を徹底
- ・会食の際のルール（飲酒は少人数・短時間、席の配置は斜め向かい、料理は個人ごとに配膳など）を徹底